

【八（ワ）一〇 事実整理案】

第一 当事者の求める裁判

一 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、二四〇〇円及びこれに対する平成八年二月二日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行の宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

3 仮執行免脱の宣言

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

(一) 原告は、住所地に外川歯科医院を開設している歯科医師であり、同医院は、岩手県知事から健康保険法所定の保険医療機関の指定を受けている。

(二) 被告は社会保険診療報酬支払基金法によって設立された特殊法人であり、政府または健康保険組合などの保険者が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者に対して支払うべき費用の支払いをし、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

2 原告の診療行為

原告は、平成七年六月から平成七年七月にかけて、A子患者及びB子患者に対し、以下のとおりの処置を施した。

(一) A子患者に対する被覆冠の装着

原告は、A子患者に対し、平成五年十一月二〇日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）及び齲蝕の治療を行ってきたが、平成七年四月二五日及び同二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠されていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められ、そのためその部分の歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあり、右三歯は感染根管の状態にあったため、これに対する治療を開始し、その後来院の度歯周ポケットの清掃を行った。

そして、原告は、同年六月六日、A子患者に対し、歯槽膿漏の処置を行うと共に右上一、二番及び左上一番の歯について被覆冠を装着した（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（一）」という。）。

原告が本件被覆冠（一）を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行いメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保

護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり、原告は同日A子患者に対し、歯ブラシによる歯肉のマッサージ方法を指導した。

そして原告は同月一二日に歯槽膿漏の処置を行い、同月一三日には、前記感染根管治療により歯肉根面は平滑となっていることを確認し、また歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認し、これらの点から、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態でなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、同日、原告は、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯に対しメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠の印象を採得し右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着し、六月二三日、右四歯について硬質レジン前装冠を装着した。

(二) B子患者に対する被覆冠の装着

原告は、B子患者に対し、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）及び齲蝕の治療を行ってきたが、平成七年七月四日、右上四番ないし六番の歯の古いブリッジを除去したところ、古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあったが、古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠され清掃が困難であった部分に歯ブラシが到達するようになった。

そこで原告は、同日、右上六番の歯について虫歯の処置を施した後、同歯に被覆冠を装着した（以下この被覆冠を「本件被覆冠（二）」という。）。また、同日、右上四番の歯に対して感染根管の処置を施し、根管充填を行なった。同月一二日には、右上四番のメタルコアの印象採得を行ない、右上四番の歯及び五番の欠損分についてブリッジ形態の被覆冠を装着した（以下この被覆冠を「本件被覆冠（三）」といい、本件被覆冠（一）、本件被覆冠（二）と併せて「本件各被覆冠」という。）。

本件被覆冠（二）の装着は、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

また、本件被覆冠（三）の装着は、右上四番の歯についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり、原告はB子患者に対し、歯ブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨く歯ブラシの方法を指導した。

そして、七月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、歯周探針で歯面を擦過してプラークの附着状態を確認し、視診により歯肉の炎症症状の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。その結果、右上四番、同六番にプラークの附着はなく、歯肉の

発赤は消滅し、根面は平滑であり、歯肉の出血しやすい状態は改善したことを確認したため、原告は、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで原告は、同日、右上四番の歯についてメタルコアを装着すると共に、右上四番ないし六番の歯についてブリッジの印象を採得し、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を装着した。

そして、七月二十八日、原告は右三歯についてブリッジを装着した。

3 算定告示の要件

歯周治療用装置について、保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号、以下「算定告示」という。）により、被覆冠一歯につき五〇点とされ、また、これらは治療計画書に基づく場合に算定するものとされている。そして、右算定告示の解釈として、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号）は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、（１）治療計画書に基づくこと、（２）最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、（３）残存歯の保護と咬合の回復のために行われることであるとしている（以下上（１）ないし（３）の要件をそれぞれ「本件要件（１）」「本件要件（２）」「本件要件（３）」といい、これらの要件を併せて「本件三要件」という。）。

4 本件三要件該当性

（一） 本件要件（１）について

前記のとおり、原告は、A子患者については、平成五年十一月二〇日に、また、B子患者については平成六年一二月一九日に、それぞれ治療計画書を作成の上、本件各治療を行っている。

従って、本件各被覆冠は、（１）の要件を満たしている。

（二） 本件要件（２）について

（１） A子患者に対する被覆冠の装着について

前記原告の治療行為においては、六月二三日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、六月六日に装着した被覆冠はそれ以前の段階で装着されたものであって、右被覆冠は（２）の要件を満たすものである。

（２） B子患者に対する被覆冠の装着について

前記原告の治療行為においては、七月一九日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、七月四日及び七月一二日に装着した被覆冠はそれ以前の段階で装着されたものであって、右被覆冠は（２）の要件を満たすものである。

（三） 本件要件（３）について

原告がA子患者に対し六月六日に装着した被覆冠及びB子患者に対し七月四日

及び七月一二日に装着した被覆冠はいずれも残存歯の保護と咬合の回復のために行われたものであり、本件各被覆冠は（３）の要件を満たすものである。

（四） まとめ

以上により、本件各被覆冠は、いずれも本件三要件を満たしているから、被告は原告に対し、右各被覆冠の装着に係る技術料につき、以下のとおり合計二四〇〇円の診療報酬を支払う義務がある。

- （１） A子患者について 一三五〇円
但し、五〇点×三歯×九円（社会保険本人の一点あたりの単価）
- （２） B子患者について 一〇五〇円
但し、五〇点×三歯×七円（社会保険家族の一点あたりの単価）

５ 被告の対応

本件各診療につき、原告が、被告の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して、右処置に対する診療報酬の請求を行ったところ、被告の岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会は、原告の右報酬請求を否認していわゆる減点査定を行い、これに基づき被告は、前記４（四）の診療報酬の支払いをしなかった。

６ よって、原告は被告に対し、健康保険法四三条九第四項、国家公務員等共済組合法五五条五項、社会保険診療報酬支払基金法一三条に基づく法診療報酬請求権として、右未払金額合計二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日である平成八年二月二日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

二 請求原因に対する認否

- １ 請求原因１は認める。
- ２ 同２は知らないし否認する。
- ３ 同３は認める。

但し、本件三要件は保険点数が算定できるための必要条件ではあるが、十分条件ではなく、保険点数が算定できるためには、右三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」も要件となる。

- ４（一） 同４（一）（二）は争う。
- （二） 同（三）は認める。
- ５ 同５は認める。

三 被告の主張

- １ 本件要件（１）について

（一） 歯周治療の実態から見て本件治療が右要件を充足していないこと

歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う歯周治療用装置は、大きな意義をもっている。従って、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があり、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）、歯周外科

治療が行われるのが医学常識である。

しかし、原告は、A子患者に対し、最終補綴物の製作に着手する一週間程前に本件被覆冠（一）を装着し、しかも、その後歯周初期治療や歯周外科治療を行っていないのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということはできない。

また、原告は、B子患者に対しても、歯冠修復を行う最終段階になって本件被覆冠（二）及び（三）を装着しているのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということはできない。

（二） 治療計画書の記載から見て本件治療が右要件を充足していないこと

原告は、A子患者に関する平成五年一月二〇日作成の治療計画書において、本件被覆冠（一）に係る右上二番、一番及び左上一番の歯に対する治療計画として「除石」「RCT」との記載をしているのみで、歯周治療用装置については何ら計画を立てていない上、その後も右治療計画書の修正を全くしていない。

また、原告は、B子患者に関する平成六年二月一九日作成の治療計画書においても、本件被覆冠（二）にかかる右上六番並びに本件被覆冠（三）にかかる五番及び四番の歯に対する治療計画として「除石」「ブリッジの装着」との記載をしているだけで、歯周治療用装置については何ら計画も立てていない上、その後も右計画書の修正を全くしていない。

さらに、仮に、治療計画書に記載された治療に伴って行われることが当然に予定されている具体的な処置についても右要件を満たすと解しうるとしても、「RCT」との記載は「根管処置」あるいは「根管治療法」を意味し、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はなく、また、「ブリッジの装着」との記載についても、ブリッジは、あくまでも欠損補綴の一つであって、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はないから、これらの記載から当然に歯周治療用装置の装着が予定されているということとはできない。

従って、本件各被覆冠の装着は治療計画書に基づくものとは言えず、右（１）の要件を欠く。

２ 本件要件（２）について

（一） A子患者に対する被覆冠の装着について

原告は、六月六日に右上一、二番及び左上一番のメタルコアの印象採得を行うとともに本件被覆冠（一）を装着し、その後、同月一三日に当該歯にメタルコアを装着するとともに硬質レジン前装冠の印象採得を行い、同月二三日に硬質レジン前装冠を装着している。

従って、右本件被覆冠（一）は、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成を行ったためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、右被覆冠の装着は、メタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（即ち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものというべきである。

このような被覆冠は、本件要件（２）を欠くものであって、歯周治療用装置では

なく暫間被覆冠（最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであり、鑄造冠などの歯冠形成を行った場合、象牙質の露出による歯の落痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために、暫間的にその歯冠形成を行った歯に仮着材料を用いて装着するもの）に当たるといふべきであり、その費用は、算定告示上、メタルコアの所定点数に含まれる。

なお、右暫間被覆冠については、算定告示の「第2章特掲診療料」の「第12部歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の1が「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することができないから、算定告示において歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う暫間被覆冠について点数を算定する旨の規定がない以上、これについて点数を算定することはできない。

（二） B子患者に対する被覆冠の装着について

原告は、B子患者に対し、七月一二日に右上四番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一九日にメタルコアを装着している。このメタルコアは歯冠修復及び欠損補綴に区分されている治療であり、ブリッジの印象採得が同月一九日に実施されている。

また、原告は、同月一二日に右上五番の欠損部に被覆冠を装着し、その後同月一九日にブリッジの印象採得を行い、同月二八日にブリッジを装着している。

これらの点から見て、原告がB子患者に対し、右上四番及び五番欠損部に装着した本件被覆冠（三）は、前記A子患者に対し装着した本件被覆冠（一）と同様に、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成を行ったためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、右被覆冠の装着は、メタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、歯冠修復、欠損補綴の一環としての暫間被覆冠であり、算定告示上、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

四 原告の反論

1 本件要件（1）について

（一） 歯周治療の実態について

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。

確かに、歯周治療の早期の段階において治療対象のすべての古い冠が除去され、冠を除去した歯に対して歯周治療用装置を装着して治療が進められる場合もあり、このような治療方法は、噛み合わせに問題がありその噛み合わせを変える必要がある場合に適しており、また歯槽膿漏症の治療を比較的短期間に完了させることができるという利点があるが、その反面、上下顎の噛み合わせの関係が一時的に失われることがあるため、患者固有の噛み合わせの再現が変化しやすいという欠点がある。そのため、この治療方法がすべての患者に採用されるということではなく、噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させない

ようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくなく、このような治療方法が採用された場合には、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。従って、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症の早期に装着することもあるものの、症例によりあるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もあり、本件の被覆冠装着もこれに該当する。

(二) 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいうが、その記載については、形式にとらわれることなく、カルテの中にでも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入した実用的なメモ書きでよいこととされている。

従って、したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はなく、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解される場合には、歯周治療用装置の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬が認められるべきであるし、実際に認められてきており、以下のとおり本件における治療計画においてもこれが当てはまる。

(1) A子患者に関する治療計画書の記載について

A子患者の治療計画書には、右上一、二番及び左上一番の歯にかかる「除石」「RCT」との記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。そして、「除石」に伴い、歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査といった具体的処置が行われることが当然に予定されており、「RCT」に伴い、古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンスが行われることが当然に予定されている。

従って、本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものと言うべきであるから、本件被覆冠の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

(2) B子患者に関する治療計画書の記載について

B子患者の治療計画書における、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯にかかる「除石」と「ブリッジの装着」が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」「ブリッジの装着」との記載も、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。そして、「除石」に伴い、前記A子患者に関して述べたのと同様の具体的処置が予定されており、また、「ブリッジの装着」に伴い、古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質

欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンスが当然に予定されている。

従って、本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきであるから、本件被覆冠の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

2 本件要件（2）について

メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、歯周治療用装置ないし暫間被覆冠とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療ないし装着の目的や内容も全く異にしている。

従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア作成のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であるから、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。算定告示も、メタルコアの費用としてはメタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものにすぎない。